

中高生のための
「国民の憲法講座第21講」(西修先生)
(11月23日付産経新聞)

憲法9条が帝国議会で審議されたとき、徹底的に反対したのが日本共産党でした。昭和21(1946)年8月24日に行われた同党の代表演説が、議事録にはつきり記録されています(衆議院議事速記録第35号)。「(政府提出の9条案)は、現在の日本にとっては一個の空文にすぎない。われわれは、このような平和主義の空文を弄する代りに、今日の日本にとってふさわしい、また実質的な態度をとるべきであると考えるのであります。それはどういふことかといえは、いかなる国際紛争にも日本は絶対に参加しないということである。要するに当憲法案第2章(注・9条)は、わが国の自衛権を放棄して民族の独立を危うくする危険がある。それゆえにわが党は、民族独立のためにこの憲法に反対しなければならぬ」(現代かなづかいに改めてあります)

◆「空文を弄ぶ」と批判
憲法9条の問題点を裏に

鋭くついているではありませんか。9条は「空文を弄ぶものであって、民族独立のために反対しなければならぬ」と強い調子で批判しています。このとき、共産党は、独自の『日本人民共和国憲法(草案)』を作成していました。その5条には、次のような規定がありました。

「日本人民共和国はすべての平和愛好諸国と緊密に協力し、民主主義的国際平和機構に参加し、どんな侵略戦争をも支持せず、またこれに参加しない」
ここに共産党が、自衛戦争を容認していたことは明

らかです。6月28日、同党の野坂参三議員が、衆議院で以下のような発言をしています。「侵略された国が自国を護るための戦争は、われわれは、正しい戦争とわけてさしつかえないと思つて、憲法草案に戦争一般放棄という形でなしに、われわれはこれを侵略戦争の放棄、こうするのがもっと的確ではないか」

◆適当な時期に改正

共産党に次いで、政府案に反対したのが、日本社会党(現在の社会民主党の前身)でした。同党は、同じ8月24日、前文に「搾取と窮乏」からの払拭を加えること、財産権の不可侵事項を改め、「経済生活の秩序は、公共の福祉を増進することを目的とする」と規定して、より社会主義的な内容にすることなど、いくつもの修正案を提出しました。この修正案は、衆議院

において賛成少数で否決され、社会党は次善の策として、政府案に賛成しました。

このとき、社会党議員として、現行憲法の作成に尽力した森戸辰男氏は、『中央討論』(昭和22年9月刊行)という雑誌で、「新憲法が、民主主義の徹底、わけでも経済的本人権規定においていまだ不十分であることを国民に訴え、適当な時期を捉えて改正を図るべきである」と述べています。

こうして、今は憲法改正反対を唱えている共産党も、社民党も、もともとは憲法改正を強く訴えていたのです。